

道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十五号

道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

道路標識の寸法を定める規則（平成二十四年山口県規則第六十号）の一部を次のように改正する。  
別表の一の表中

	(一〇三I A) 入口の方向
	(一〇三I B) 入口の方向
	(一〇四) 入口の予告

を

	(一〇三I A) 入口の方向
	(一〇三I B) 入口の方向
	(一〇四) 入口の予告

に、

	(一一三I B) 出口
--	----------------

を

	(一一三I B) 出口
	サービス・エリア、道の駅の予告 (一一六の二I A)
	サービス・エリア (一一六の三I A)

に、「一一六の二」を「一一六の四」に、「一一六の三」を「一一六の五」に、「一一六の四」を「一一六の六」に改め、同表の備考九中「ローマ字」を「英語による表示」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。